



ふたば
広報

ふたば

災害版

H23. 9. 1

町民の皆さまへ

原子力発電所の事故から5カ月が経過するなかで、住民の立入りが制限されている一方、放射能汚染による農畜産物出荷制限の広がりを見せ、被災地だけでなく日本全国に大きな打撃を与えています。暦の上では秋。収穫時期を迎えて、生産者、消費者が共に困惑を深めています。

8月には、町民の皆さんが主催し、旧騎西高校とホテルリステル猪苗代において盆踊り大会が開催されました。大きな輪とともに笑顔あふれた盆踊り大会となり、長期にわたる避難生活の疲れが癒されたようであります。

今後、応急仮設住宅などでの避難生活に移ってまいります。双葉町民が心をつなげて復興に向けて取り組まなければなりません。

双葉町としても応急仮設住宅の整備が進めば、役場機能の一部を福島県内に移転し、町民の皆さまの利便性を図るとともに、生活自立支援を積極的に進めてまいりたいと考えております。

双葉町の復興計画については、原子力発電所の事故の収束、放射能による汚染状況を見据えながら、教育、福祉、環境対策など、総合的な判断に基づき策定しなければなりませんし、国や県の支援なくしては成し得ないものであります。また、双葉町だけでは解決できない大きな課題もあり、双葉地方が一つになり、地域の皆さんの声を国、県に届けてまいりたいと考えております。

復興に向けて、町民の皆さまの意見を聞きながら、着実に歩んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

双葉町長 井戸川 克隆

※双葉町では、町民の皆さまの所在の把握を行っています。これまで滞在されていた場所から移動された場合も連絡をお願いいたします。



大きな輪になって…
ホテルリステル猪苗代では8月11日に、旧騎西高校では14日に、町民の有志の方々が実行委員会を立ち上げ、それぞれ盆踊り大会が盛大に行われました。

舞台上には笛や太鼓、歌い手が上がり、浴衣や揃いのハッピーに身を包んだ子どもからお年寄りまでたくさんの人々が双葉盆唄や双葉音頭に合わせて、盆踊りを楽しみました。



一時立入りの日程（予定）について

<自宅からの貴重品・荷物の持ち出し等>

<車の持ち出し>

日 程	日 程
9月1日（木） （予備日）	9月5日（月） （予備日）
集合時間…午前9時 中継基地（集合場所）… 広野町中央体育館 人員…未定	集合時間…午前10時 30分 中継基地（集合場所）… 広野町中央体育館 人員…未定

○立入りにおける注意事項…こちらから送付いたしました下記書類は、必ず持参願います。

- ①立入許可書 ②確認事項（よく読んでから署名してください）
- ③委任状（代理人の場合のみ必要です）

○中継基地への移動手段

- ①自家用車で、直接中継基地に集合する方法
- ②避難所または集合場所からの送迎バスを利用する方法（無料）
- ③電車等の公共機関を利用する場合、郡山駅から送迎バス（無料）を利用する方法



産婦の方に対する義援金支給について

国際協力NGOジョイセフ（財団法人家族計画国際協力財団）より、東日本大震災で被災された産婦の方に対する義援金の支給について、ご案内がありましたので、お知らせいたします。

①対象者

被災時に岩手・宮城・福島3県に住民票があった被災者（居住していた家屋が「全壊」または「半壊」した者、または「警戒区域」に居住していた者）で、平成23年3月1日～同年12月31日に出生した方

②支給金額：一人当たり 50,000円

③申請に必要な書類

- *罹災証明書等（被災証明でも可）
- *住民票（世帯全員分）
- *母子健康手帳の出生届出済証明（出生の事実がわかる書類）のコピー

*義援金申請書

④申請書受付期限：平成24年2月29日（必着）

※ただし、義援金の資金が終了した場合は、受付を早期に締め切ることもありますので、ご了承ください。

【問い合わせ先及び提出先】

国際協力NGOジョイセフ（財団法人家族計画国際協力財団）
☎ 03-3268-3172

仮設住宅への入居者募集（第6回）

1 募集物件

地 区	間取り	募集戸数	住 所
福島市	1 K	8 戸	飯坂町平野字内小原田 8-1 外
	2 K	3 8 戸	
	3 K	2 7 戸	
計		7 3 戸	
郡山市富田	1 K	1 0 戸	富田町字町田 1 5
	2 K	1 1 戸	
計		2 1 戸	
郡山市喜久田	1 K	6 戸	喜久田町早稲原字上ノ端 5 4-4
	2 K	3 1 戸	
	3 K	1 8 戸	
計		5 5 戸	
郡山市日和田	1 K	1 2 戸	日和田町高倉字諏訪前 8 2
	2 K	5 6 戸	
	3 K	4 5 戸	
計		1 1 3 戸	

※住宅の家賃は無料です。駐車場は1世帯1台です。

※エアコン、ガスコンロ、テレビ、冷蔵庫、炊飯器、電子レンジ、洗濯機、ポットは備えてあります。

※電気、水道、ガス料金、食費などの必要経費は入居者の負担となります。

地 区	間取り	募集戸数	住 所
白河市	1 K	1 3 戸	郭内 1 5 1
	2 K	5 5 戸	
	3 K	3 4 戸	
計		1 0 2 戸	
いわき市	1 K	2 0 戸	勿来町南台 3 丁目 1-1
	2 K	9 8 戸	
	3 K	4 5 戸	
計		1 6 3 戸	

2 募集締切…当分の間受付をします。

窓口受付時間：午前9時～午後5時まで

2週間程度ごとに集計し、入居者を決定します。

3 応募方法…双葉町仮設住宅入居申請（抽選申込）書に必要な事項を記入の上、双葉町役場へお申し込みください。直接お越しになれない場合は、申請書をファックスまたは郵送にてお申し込みください。

※被災証明または罹災証明の写しを付けてお申し込みください。

※お電話、Eメールでの申請は受けできません。

4 入居時期…9月上旬ごろから順次入居予定

5 入居期間…原則として1年間、ただし、特別な事情がある場合のみ最長2年間

【問い合わせ先】総務課 ☎ 0480-73-6880

■ 助産師による被災母子支援事業のご案内 ■

病院・産科クリニック通院中の妊婦さんや出産後のお母さんと赤ちゃんを対象とした助産師による家庭訪問を無料でご利用いただけます。また、助産院へのお産後入院や乳房ケアを低料金でご利用いただけます。

実施期間：平成24年3月31日まで

対象者：避難されている方を含め福島県在住の産後のお母さんと赤ちゃん



サービス内容：

①家庭訪問サービス

妊婦さんと、病院・産科クリニック退院後のお母さんと赤ちゃんに、助産師が居宅まで訪問します。

- ・期間：病院や産科クリニック退院後、2～7回程度
- ・内容：母乳相談、子育てに関する育児相談、赤ちゃんのお風呂
- ・費用：無料

②母乳育児支援（乳房ケア）

授乳中は乳房トラブルが多いものです。専門家のケアを受けて、不安なく母乳育児を続けましょう。

- ・期間：出産1年以内の母子
- ・内容：乳房トラブルの手入れ、授乳指導
- ・費用：1回500円

③お産後入院サービス

病院・産科クリニックでお産された後にご利用いただけます。お母さんのお食事つきのお入院です。

- ・期間：病院や産科クリニック退院後、最大30日間
- ・内容：母乳育児支援、赤ちゃんのお風呂、赤ちゃんの観察、母子回復状態の観察
- ・費用：1日2,000円（家族の宿泊、食事は別途料金をいただきます）
- ・お産後入院施設：こみゅーん助産院（いわき市）、かりんかん助産院（会津若松市）、中嶋助産院（南会津郡田島）、山田助産院（喜多方市）、会津助産院の家おひさま（会津若松市）

【問い合わせ先】(社)日本助産師会福島県支部

子育て・女性の健康支援センター ☎080-2821-3212

■ 双葉町敬老会について ■

敬老会式典につきましては、厳しい避難生活の中、一同に会することが困難であるため、本年度は中止いたします。敬老祝金はこれまでどおり支給いたします。支給方法は口座振込とし、口座振込依頼書を提出していただきます（口座振込依頼書は9月中旬に直接本人宛に郵送いたします）**金婚夫婦表彰**は、対象者宛に郵送にて表彰状と記念のおしどり金メダルをお送りします（社会福祉協議会にて対応します）

■ 国民年金保険料免除申請期間の延長について ■

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う国民年金保険料の免除申請のうち、「平成23年2月分から平成23年6月分」の申請の締切りが、平成23年7月末でしたが、この申請期間が平成24年3月末まで延長されました。

この免除申請を行うことが出来なかった方は、平成24年3月末まで行うことができますので、免除申請を行ってください。

また、「平成23年7月分から平成24年6月分」の免除を希望される方でもまだ申請されていない方も申請を行ってください。

※免除申請は、双葉町役場健康福祉課国保年金係（郵送可）のほか最寄りの年金事務所でも行うことができます。

【問い合わせ先】日本年金機構 被災者専用フリーダイヤル

☎0120-707-118

受付時間：平日9:00～17:00（平成23年9月30日まで）

双葉町総合受付コールセンター ☎0120-455-770

■ 被災者支援なんでも行政相談 ■

行政機関などが一堂に集まって、県内を巡回しながらさまざまなご相談に応じます。困っていること、知りたいことなどがございましたら、なんでもご相談ください。ご相談は無料、秘密は厳守いたします。

○日時・場所…

・9月8日（木）午後1時～午後4時 田村市船引公民館

・9月14日（水）午後1時～午後4時 伊達市学習交流館

○主催…総務省 福島行政評価事務所、福島地域行政相談連絡協議会

【問い合わせ先】総務省 福島行政評価事務所

☎024-534-1101

東邦銀行からのお知らせ

A T M等すべてのオンラインサービス休止について

<休止期間>平成23年9月17日（土）・18日（日）・19日（月・祝）

当行では、勘定系システム更改のため、上記の期間中、すべてのオンラインサービスを休止させていただきます。休止期間中は、全国すべてのA T M等において、東邦銀行のキャッシュカードによるお取引ができませんので、連休中の現金のご準備は事前にお済ませいただきますようお願い申し上げます。

【問い合わせ先】株式会社東邦銀行 営業統括部 営業企画課

☎024-523-3157

■ 災害弔慰金の支給について（災害に関連して死亡した方） ■

平成23年東日本大震災により亡くなられた方のご遺族の方に対して、双葉町災害弔慰金の支給に関する条例に基づき、災害弔慰金を支給いたします。

○対象となる方

東日本大震災により亡くなられた方や災害に関連して亡くなられた方（被災時に双葉町に住所を有していた方）のご遺族が対象となります。

○弔慰金の額

	支給額	対象者
亡くなられた方が震災当時、対象者の生計を主として維持していた場合	500万円	下表1から5及び11に該当する方
上記以外の場合	250万円	下表6から10及び12に該当する方

○支給の範囲、順位は次のとおりです。

支給順位	対象者	
1	亡くなられた方によって主として生計を維持されていた	配偶者
2		子
3		父母
4		孫
5		祖父母
6	上記以外	配偶者
7		子
8		父母
9		孫
10		祖父母
11	震災当時、亡くなられた方により主として生計を維持されていた	兄弟姉妹
12	上記以外	兄弟姉妹

※順位11、12の兄弟姉妹は、亡くなられた方が震災当時、その方と生計を同じくしていた方、または同居していた方に限ります。

※災害に関連して亡くなられた方については、災害と死亡との間に相当因果関係があるか否かを「双葉町災害弔慰金支給審査委員会」にて判断することになります。その結果によっては支給認定されないこともあります。

※「主として生計を維持されていた」とは、いわゆる被扶養者であり、所得税法にいう控除対象配偶者および扶養親族（法第2条第1項第3号、34号）となる方をいいます。

【問い合わせ先】住民生活課住民係 ☎0480-73-6880

☎080-3303-6763

■ 県税の優遇措置のお知らせ ■

1. 代替自動車の非課税措置について

地震または津波による被災自動車の代替自動車を取得した場合、申請により自動車取得税および平成25年度まで各年度の自動車税が非課税となります。※納付済の場合は還付

2. 相当の修繕費を要した自動車の減免措置について

地震または津波により自己の所有する自動車が損害を受け、修繕費（保険金、損害賠償金等により補てんされる金額を除く）が被災前の自動車の価格の30パーセント以上である場合は、申請により自動車税の減免措置を受けることができます。

※原子力災害による被災自動車については現在救済措置を検討中です。

3. 被災代替家屋等の不動産取得税について

東日本大震災により被災した家屋の所有者が、平成33年3月31日までに新たな家屋を取得された場合、「新たに取得された家屋」の不動産取得税が軽減されます。また、被災した家屋の敷地である土地の所有者についても、同様の軽減措置があります。

4. 個人事業税の課税等について

福島県内で事業を営んでいる方を対象とした個人事業税は、通常8月31日（第1期分）までと11月30日（第2期分）までの2回に分けて納めることになっていますが、平成23年度課税分については東日本大震災に伴う納期限等の延長措置により、納税通知書の発付を延期しています。また、事業用資産に受けた損害の程度に応じて減免を受けることができます。詳しくは、最寄りの県税部にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

・県北地方振興局県税部 ☎024-523-4789

・県中地方振興局県税部 ☎024-935-1233

・県南地方振興局県税部 ☎0248-23-1512

・会津地方振興局県税部 ☎0242-29-5233

・南会津地方振興局県税部 ☎0241-62-5212

・相双地方振興局県税部 ☎0244-26-1123

・いわき地方振興局県税部 ☎0246-24-6024

・県庁総務部税務課 ☎024-521-7067